

令和5年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要（ポイント版）

民間給与との較差は **平成9年以来26年ぶりの水準**

前年と比べ、約6倍の較差

民間事業所の従業員の給与	本市職員の給与	民間給与との較差
398,457円	394,787円	3,670円（0.93%）

◆ 月例給

人事院勧告における同種俸給表の改定傾向、市内民間事業所の初任給の状況及び人員構成等を考慮の上、全体的に引上げ

◆ ボーナス

民間の支給月数は4.49月であるため、
国に準じて期末・勤勉手当の支給月数を年間**4.50月**（昨年実績4.40月）とし、
引上げ分は期末手当・勤勉手当への反映が適当

◆ その他の言及項目



- 在宅勤務等手当
- これからの給与制度



- 多様で有為な人材の確保等
- 人事評価制度
- 障害者雇用
- 会計年度任用職員



- 本市職員の働き方
- 心の健康づくり
- ハラスメントの防止
- 公務員としての自覚をもって